



国海安第274号
平成26年12月25日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全政策課長
加藤 光一



船舶設備規程等の一部改正並びに航海用具の基準を定める告示の
一部改正について（通知）

下記省令及び告示の一部改正が平成26年12月26日付で公布される予定ですので、ご了承頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

記

船舶設備規程（昭和9年逋信省令第6号）
小型船舶安全規則（昭和49年運輸省令第36号）
航海用具の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示第512号）

以上



船舶設備規程等の一部改正について

1. 改正の経緯

船舶設備規程（昭和9年逡信省令第6号）及び小型船舶安全規則（昭和49年運輸省令36号）では、航海中に自動的に船舶の位置を測定する装置として、常時使用可能な衛星航法装置又は無線航法装置を船舶に設置することを定めている。このうち無線航法装置については、航海用具の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示第512号）においてロランC受信機とする旨規定している。

今般、海上保安庁による我が国のロランC局の運用が、平成27年2月1日をもってすべて廃止になることに伴い、船舶設備規程、小型船舶安全規則及び航海用具の基準を定める告示において所要の改正を行う。

2. 改正の概要

衛星航法装置等の設置要件を一部改正し、無線航法装置の設置要件を削除する。

- 改正予定法令
船舶設備規程
小型船舶安全規則
航海用具の基準を定める告示

3. 今後の予定

公 布 : 平成26年12月26日
施 行 : 平成27年2月1日